

エンジェル税制の対象

減税対象となる企業の要件

投資した年の減税措置（優遇措置Aまたは優遇措置B）毎に要件が異なります。売却した年の減税措置は、優遇措置A、優遇措置Bの要件のいずれかを満たせば適用されます。以下の要件の審査時点は、払込後のエンジェル税制の確認の場合には払込期日時点、事前確認の場合には確認申請日時点です。

優遇措置 A

（対象企業への投資額－2,000円）を、その年の総所得金額から控除

※控除対象となる投資額の上限は、総所得金額×40%と1,000万円のいずれか低い方

▼ 優遇措置Aの対象となる企業

I 創業（設立）3年未満の中小企業者であること

II 右の要件を満たすこと

設立経過年数（事業年度）	要件
1年未満かつ最初の事業年度を未經過	研究者あるいは新事業活動従事者が2人以上かつ常勤の役員・従業員の10%以上。
1年未満かつ最初の事業年度を經過	研究者あるいは新事業活動従事者が2人以上かつ常勤の役員・従業員の10%以上で、直前期までの営業キャッシュ・フローが赤字。
1年以上～2年未満	試験研究費等（宣伝費、マーケティング費用を含む）が売上高の3%超で直前期までの営業キャッシュ・フローが赤字。または、研究者あるいは新事業活動従事者が2人以上かつ常勤の役員・従業員の10%以上で、直前期までの営業キャッシュ・フローが赤字。
2年以上～3年未満	試験研究費等（宣伝費、マーケティング費用を含む）が収入金額の3%超で直前期までの営業キャッシュ・フローが赤字。または、売上高成長率が25%超で直前期までの営業キャッシュ・フローが赤字。

優遇措置 B

対象企業への投資額全額を、その年の他の株式譲渡益から控除

※控除対象となる投資額の上限なし

▼ 優遇措置Bの対象となる企業

I 創業（設立）10年未満の中小企業者であること

II 右の要件を満たすこと

設立経過年数	要件
1年未満	研究者あるいは新事業活動従事者が2人以上かつ常勤の役員・従業員の10%以上。
1年以上～2年未満	試験研究費等（宣伝費、マーケティング費用を含む）が収入金額の3%超。または、研究者あるいは新事業活動従事者が2人以上かつ常勤の役員・従業員の10%以上。
2年以上～5年未満	試験研究費等（宣伝費、マーケティング費用を含む）が収入金額の3%超。または、売上高成長率が25%超。
5年以上～10年未満	試験研究費等（宣伝費、マーケティング費用を含む）が収入金額の5%超。